

電力・ガス取引監視等委員会

第6回料金制度専門会合

1. 日 時 : 令和3年2月1日(月) 10:00-12:00
2. 場 所 : オンラインにて開催
3. 出席者 : 山内座長、北本委員、圓尾委員、岩船委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW事業監視課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第6回料金制度専門会合を開催させていただきます。

私、NW事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を構ずることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者は受け付けないこととさせていただきます、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

なお、本日、河野オブザーバーにおかれましては、御都合により御欠席となります。

本日の議題は、議題1「配電事業制度の詳細設計について」、議題2「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」、議題3「ガス導管事業者の2019年託送収支の事後評価について」、議題4「次世代スマートメーターの仕様の検討状況について」でございます。

なお、議題4については、資源エネルギー庁電力産業・市場室・下村室長より説明をいただきます。

では、これより議事に入らせていただきます。

以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長 皆さん、おはようございます。早速でございますが、議題に入りたいと思います。議題1、配電事業の詳細設計であります。事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 NW事業監視課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3について御説明をさせていただきたいと思います。タイトル、「配電事

業制度の詳細設計について～託送料金の運用等に係る事項～」ということになっております。

2 ページ目でございます。こちらでございますけれども、昨年 6 月に電気事業法が改正をされまして、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して新たな事業者が配電事業を行うことができる制度（配電事業制度）が創設をされました。2022 年 4 月施行予定となっております。配電事業全体につきましては、資源エネルギー庁の審議会において検討が行われているところでございますけれども、配電事業制度に係る託送料金の運用等に係る事項については、当監視等委員会が中心となって検討する必要があるところでございます。本会合において、その詳細設計について御議論いただきたいということでございます。

3 ページでございます。資源エネルギー庁の審議会の資料でございますけれども、レジリエンス強化等の観点から、特定の区域において一般送配電事業者の送配電網を活用して新たな事業者が A I ・ I o T 等の技術も活用しながら、自ら面的な運用となるニーズが高まっているため、安定供給が確保できることを前提に、配電事業者を電気事業法上に新たに位置づけたものでございます。

例えば、自治体や地元企業が高度な技術を持つ I T 企業と組んだ上で配電事業を行い、災害時には特定区域の配電網を切り離して独立運用するといったことが可能とされると期待されるということでございます。また、新規事業者による A I ・ I o T 等の技術を活用した運用・管理が進展されることが期待されるということで、この 3 ページの下半分のイメージ図のように、市町村規模であったり街区規模であったり離島といったような特定の区域において配電事業が行われるといったようなことがイメージされているところでございます。

4 ページでございます。配電事業への参入パターン、こちらと同じく資源エネルギー庁の審議会資料でございますけれども、参入事業者の例といたしましては、地域新電力であったりインフラ技術を持っている事業者であったり、A I や I o T の技術を有するベンチャー企業などが想定をされているところでございます。また、4 ページの真ん中にございますとおり、事業の効果例といたしましては、レジリエンス向上であったり電力システムの効率化であったり、エネルギーの地産地消の拡大による再エネ等の分散電源の導入促進といったような効果が期待をされているところでございます。

続きまして、5 ページでございます。分散型グリッドを運用する事業者の類型ということでございますが、現在も特定送配電事業や特定供給といったような事業形態というのはあ

るところでございますけれども、5 ページの右側の事業につきましては、特定の供給地点であつたり特定の供給の相手方というところが想定をされているところでございます、配電事業につきましては5 ページの左側にあるとおり、市町村単位であつたり離島であつたりといったような面的な供給エリアというところが想定をされているところでございます。

続きまして、6 ページでございます。本会合において検討することが求められている課題ということでございますが、配電事業制度の託送料金に関連する以下の2点について、本会合で検討する必要があるところでございます。①といたしまして、改正電気事業法では、配電事業者の託送料金は、そのエリアの一般送配電事業者の託送料金と比較して適正な水準とするとされているところ、その具体的な基準を作成するということで、配電事業者の託送料金が適正な水準でない場合には、経済産業大臣が変更を命ずることができることとされているところでございます。

②、配電事業者は、一般送配電事業者に対し配電設備の貸与や送電系統への接続を依頼し、その対価を支払うこととなっておりますが、その価格や見直しの周期などについてガイドラインを策定するというものでございまして、配電事業者と一般送配電事業者が共同で作成する引継計画（経済産業大臣が承認）において貸与価格等を記載することとされているところ、ガイドラインにおいてその算定方法を明確化するというところでございます。6 ページの下にあるような、検討すべき課題①、②というところでございます。

7 ページ以降、こちらのほうは主に資源エネルギー庁のほうでの配電事業全体の検討における資料からの抜粋ということになっておりますけれども、7 ページにつきましては、一般送配電事業者の託送供給に係る料金と比較して適正な水準でないと認めるときは、当該約款を変更すべきことを命ずることができるということとされているものでございます。

8 ページでございますが、こちらの資料におきましても、8 ページの②にございまして、周辺一般送配電事業者への負担のしわ寄せになるようなクリームスキミングが行われていないものであることということである一方で、配電事業への新規参入者の創意工夫が妨げられることのないよう、柔軟性のある料金メニューの提供を可能とすることとしてはどうかということで、資源エネルギー庁の審議会において議論されてきているところでございます。その詳細について、監視委のほうで御審議いただくこととしてはどうかというふうになっているということでございます。

9 ページでございます。配電事業者は、一般送配電事業者等から設備の貸与または譲渡を受けて配電事業を行う場合、一般送配電事業者等と共同して引継計画を作成し、承認を受け

ることになっております。

10 ページでございますが、引継計画の記載事項として、この対象設備を譲渡または貸与する場合の価格といったことが記載事項となっております。

また、11 ページでございますけれども、こちらと同じ構築小委での議論、資源エネルギー庁の審議会での議論の資料でございますけれども、分散システム導入プランというものを策定して、さまざまな事項についてガイドラインとして定めることとなっております。

12 ページでございます。クリームスキミングの防止、貸与価格・譲渡価格の考え方の詳細についてということで、配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等については、クリームスキミングを防止する観点が重要といったことで議論されているところでございまして、このため、12 ページの下図にありますように、配電から一送に支払う費用ということについては、こちらは一般送配電事業者並びで設定する料金で決まってくる配電事業エリアにおいて得られる託送料金期待収入から、12 ページの図で言うと左側の箱でございまして、配電事業者自身の業務である配電設備の維持運用費用を除いた形で算定をしまして、配電設備の償却費用であったり上位系統費用であったり地域調整費用等を含む価格を算定するということを基本としてはどうかということで議論がされてきているところでございます。

したがって、12 ページの下図の託送料金期待収入というものにつきましては、需要密度が非常に低い地域、山間部、離島などにおいては、左側の託送料金期待収入の部分というのが非常に少なくなるものですから、それからこの①の部分の引いたものというものはマイナスとなる結果、一般送配電事業者が配電事業者に費用を支払って設備の維持運用を委ねる契約となる貸与価格等全体がマイナスとなる場合も考えられるというところでございます。

13 ページでございます。また、そういったクリームスキミングの防止という仕組みになっているのですが、他方で、13 ページにございますとおり、配電事業者に対して配電設備の維持運用費用の合理化であったり、潮流合理化による上位系統の設備増強回避のインセンティブを与えるような仕組みを構築してはどうかということとなっているところでございます。

14 ページでございます。こちら、6 ページに書いていた論点①、配電事業者の託送料金が適正な水準であることの判断基準でございます。改正電気事業法上、配電事業者の託送料金は一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準とすることとされま

して、それに該当しないと認められる場合は、経済産業大臣が変更を命ずることができる
とされているところでございます。

配電事業者の託送料金については、地域の実情等に応じた創意工夫が妨げられないよう、
固定／従量料金比率、高圧／低圧料金比率などについて一定の自由度を許容することが重
要と考えられることから、変更命令の具体的な基準については、制度開始当初においては以
下のようにしてはどうかということでございます。

14 ページの中の以下の①、②ということで、以下の①及び②のいずれかに該当していな
い場合ということでございますが、まず①の条件でございます。一般送配電事業者の託送料
金の電圧別(特高・高圧・低圧)需要ごとの平均単価と比べて配電事業者の託送料金の電圧
別(特高・高圧・低圧)需要ごとの平均単価の水準が+5%～-5%以内であることという
ことでございます。こちらでございますが、電圧別ということにしている趣旨ということに
つきましては、仮に全体の平均単価ということが一定範囲内に収まっているということに
した場合は、例えば低圧を高くして高圧が高くなるといったようなことがあり得るわけ
ですが、そういったことがあってはいけないだろうということで、圧別に平均単価が一定の範
囲内になっているということにすべきではないかとの趣旨でございます。

注3でございますけれども、±5%としている趣旨につきましては、一般送配電事業者の
託送料金に係る変更認可申請命令の発令基準であるフロー管理(想定単価と実績単価との
比較)においても、乖離率が-5%以内であれば当該命令を発動しないこととしていること
を参考にしてございます。

注2でございますけれども、配電事業者の託送料金の平均単価の水準が、一送と比較して
0%を超える場合には、配電エリアの需要家にレジリエンス強化等のメリットがあるなど、
その整理が合理的と認められる場合に限るとともに、当該配電エリアの需要家に十分説明
がなされていることを条件としてはどうかということでございます。

以上が①でございますが、②でございますけれども、①にございますように平均単価の水
準というのが一定の範囲内に収まることを要件としているわけですが、他方で一般送配電
事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べても、配電事業者の託送料金の個別需要
家ごとの単価の水準が著しく異なっている需要家がないことというのをこの要件として
はどうかということでございます。ただし、この②の条件を満たしていない場合であっても、
当該個別需要家に説明した上で同意が得られている場合には②を満たしていると判断する
ということで、一定の柔軟性を認める形にしてはどうかということでございます。

続きまして、15 ページでございます。配電事業者の託送料金に係る規制の運用に関しましては、以下のような形としてはどうかということでございます。配電事業者から託送料金の届出があった際には、国が前述の変更命令基準に該当するかどうかを判断する必要があるところでございます。そのため、配電事業者に一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書の提出を義務づけるとともに、国が報告徴収により必要なデータを収集して配電事業者と一般送配電事業者の料金水準を比較し、適正な水準になっているか審査することとしてはどうかということでございます。

また、同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合にも、国が報告徴収を行った上で配電事業者と一般送配電事業者の料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査してはどうかということでございます。

以上が、配電事業者の託送料金が適正な水準であることの判断基準論点①でございます。続きまして論点②、16 ページでございます。配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等のあり方についてでございます。配電事業者が一送に支払う貸与価格等については、以下の2点を考慮して、国が一定の考え方を示す必要があるということでございます。

まず(1)、クリームスキミングの防止ということで、資源エネルギー庁の審議会では、クリームスキミング防止の観点から、配電事業者から一般送配電事業者に支払う貸与価格等は、託送料金期待収入から配電設備の維持運用費用を除いて算定することが適当と考えられると指摘をされているところでございます。他方で(2)にございますとおり、配電事業者による電化の促進であったりコスト効率化を促すインセンティブの付与ということが必要ではないかということとなっているところでございます。

続きまして、17 ページでございます。したがって、具体的には 17 ページ以下にございますように、前ページに示した考慮事項を踏まえ、またエリアごとに事情が異なることも考慮し、発電事業者が一送に支払う貸与価格等については、以下を基本として一般送配電事業者と配電事業者の協議による決定ということとしてはどうかということで、この内容をガイドラインに記載することとしてはどうかということでございます。

まず、17 ページ①ですけれども、貸与価格等の金額は、「配電エリアの託送料金収入（過去実績 or 将来見込み）」－「配電設備の維持運用費用（過去実績 or 将来見込み）」から算定することを基本とするとしてはどうかということございまして、17 ページの中ほどの図にございますとおり、Aの託送料金期待収入からBの配電設備の維持運用費用を引いて算定することを基本とすることにより、クリームスキミングの防止ということとしてはどう

かということでございまして、こちらの整理につきましては、資源エネルギー庁での審議会での議論のとおりということとなっております。

17 ページの下の方でございますけれども、こういったAやBということの価格につきましては、17 ページの下のような推定により、ある程度正確に算定することが可能ではないかというふうに考えられるところでございます。

続きまして、18 ページでございます。17 ページの①のような形で貸与価格を算定するわけですが、こういった貸与価格等の金額については、原則として5年ごとに見直すこととしてはどうかということで、具体的には、一般送配電事業者の収入上限見直しと同タイミング（2023 年度、2028 年度、2033 年度…）といったところで見直すこととしてはどうかということでございます。

次の段落にございますとおり、その5年間において実際の配電エリアの託送料金収入、17 ページのAであったり、配電設備の維持運用費用、17 ページのBであったりにつきましては、17 ページの①で用いた値から乖離することがあり得るわけですが、期中で貸与価格等を見直すことはせず、この差額は配電事業に帰属することとする、配電事業者の利益または損失となるということとしまして、配電事業者の効率化及びエネルギーの地産地消等の電化促進等のインセンティブ付与としてはどうかということでございます。

ただし、例えば、収入については外生要因によっても変動する可能性があるため、最初の期の貸与価格等を決定する際に、配電事業者と一般送配電事業者の間で差額を事後調整する仕組みを取り決めておくことも考えられるということでございまして、この②のところについては、現在、料金制度専門会合で御議論いただいていた一般送配電事業者のレベニューキャップと似た仕組みということを想定しているところでございます。

③でございます。第2期以降の貸与価格等の金額は、上述①を基本としつつ、配電事業者のインセンティブ確保の観点から、前期における配電事業者の成果（効率化＋電化促進等）の一部を引き継ぐよう工夫をする。引継割合については事前に協議にて合意しておくことが望ましいということで、こちらについても検討中の一送のレベニューキャップにおきまして、その期中の効率化効果等におきましては翌期のほうに一定割合を引き継ぐような形にするのが望ましいのではないかとといった議論がなされてきていることと、ある意味平仄をそろえている形となっております。

18 ページの④でございますけれども、配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブについ

でも配慮することとしてはどうかということでございます。

19 ページ以下は 17、18 の詳細になっております。19 ページ①につきましては、資源エネルギー庁審議会での整理でもありましたが、貸与価格と譲渡価格の場合で少し細かく分かれるということで、譲渡の場合というのは配電設備の減価償却も引く形になるということでございます。19 ページの②につきましては、貸与価格の見直し周期ということでイメージというのを図で示しております。

20 ページでございますけれども、第 2 期以降の貸与価格の金額の算定方法のイメージということで、こちらについては仮に半分を引き継ぐこととした場合ということで、イメージ図というのを載せているというところでございます。

21 ページにつきましては、上位系統の設備回避等に資する潮流合理化等の取組のインセンティブということで、エリアによっては、配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化の取組を進めることが重要なケースもあると考えられることから、こうしたケースにおいては、一送と配電事業者の協議による合意の上で、以下のような工夫をすることも考えられるのではないかとということで、一般送配電事業者と配電事業者が共同で作成する引継計画において、上位系統の設備増強回避等に寄与する取組を進めることを記載。併せて、その貢献分の一部を事前に当期の貸与価格等に反映する、もしくは事後的に翌期の貸与価格等に反映することを合意するといったことが考えられるということ。したがって、ガイドラインにおいて、配電事業者が上位系統の設備増強回避等に寄与する取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブについても配慮する旨を記載してはどうかということでございます。

22 ページにつきましては、こういった上述のような考え方にに基づき配電事業者と一送の協議により貸与価格等を決定するに当たっては、過去の実績等のデータが必要になるわけですが、まず、(1)にございますとおり、配電事業開始時の貸与価格等の算定に必要なデータは一送が有していると考えられるということから、一送が提供することが必要ということでございますので、配電事業を営もうとする者から提供の依頼があった場合は、一般送配電事業者は当該データについて過去の実績値等を提供することをルール化してはどうかということでございます。

また、(2)でございますけれども、翌期の貸与価格等の算定に必要なデータは、配電事業者のほうに有していると考えられていることから、配電事業者の会計整理において、配電事業者の実績費用や実績収入を確認できる情報が整理されていることが必要ということで

ざいますので、配電収支計算書であつたり固定資産明細表などの様式の作成及び公表を義務づけることとしてはどうかということでございます。

以上、資料3に関する事務局からの御説明でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○山内座長 どうもありがとうございました。

お聞きのように配電事業の詳細制度、基本的には託送料金の運用等ということで、これについてですけれども、今回、最初に料金制度専門会合に合わせてきた、いわゆる頭出しという感じなのですね。ですので、今日はまず各委員からいろいろと内容について御意見をいただきまして、それを次回以降とりまとめと、こういうふうに思っておりますので、忌憚のないところで御発言願えればと思います。

それでは、今の説明について御発言願いますが、例によって、お手数ですけれども発言御希望の方は、Skype のチャット欄にその旨御記入いただいて、こちらにお知らせいただければというふうに思います。いかがでしょうか。

消費者庁から発言御希望ということでございますので、消費庁の吉田オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○吉田オブザーバー 山内座長、ありがとうございます。先日、12 月に消費者委員会の電力託送料金に関する調査会が開催されまして、ここで今回議題になっております配電事業制度に関しましても調査会の委員から意見がありましたので、御紹介させていただきます。

お手元に関連資料として配付させていただいておりますけれども、配電事業を消費者の視点で考えたときに、小売事業者と比べて顔が見えないため、消費者にとってのメリットがやや分かりづらいのではないかと。地域に根差したきめ細かいサービスなど、消費者へのメリットが整理した形で示されるとより分かりやすいと思われる。

また、配電事業は利用者へのメリットが見込まれる一方で、取引費用も含めたトータルコストが利用者にはっきりと見えてこないことが問題ではないか。コスト低下につながる範囲で、リスク回避や緊急時の対応を考慮した制度を設計していただきたい。

また、一般送配電事業者と配電事業者の間では、計画業務やその他の需給調整等の綿密なコミュニケーションが必要になると思われる。そうしたコミュニケーションが十分にとられ、合意形成が図られるような制度設計が必要ではないか。そういったような議論が出たところでございます。

今後も、この場で消費者委員会の問題意識や関心事などお伝えさせていただければと考えておりまして、検討に当たりましてはこれらを踏まえていただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございました。

ただいま消費者庁から御意見いただきました。資料提出もあり、御発言いただきました。

この後、委員の皆様から御発言いただきますが、基本的には委員の方の御発言優先でいきたいというふうに思います。どなたか御発言御希望の方、いらっしゃいますか。

華表委員、御発言御希望です。どうぞお話しください。

○華表委員 ありがとうございます。私からは、16 ページ以降の論点②について発言したいと思うのですが、まずクリームスキミング防止の観点から、実際の収入引く費用をベースに貸与価格などを算定するというのはいいことだというふうに考えています。また、何が起きるか想定し切れない部分もあると思いますので、貸与価格などの金額を原則として5年ごとに見直すというのもいいのではないかというふうに考えています。

一方、幾つか気をつけなくてはいけないことがあるように思っておりまして、1つ目は、貸与価格などの算定において収入－費用を使うというのは、それはそれでいいと思っているのですが、この費用などを算出するときに主には過去実績がよりどころとなると思うのですが、設備投資とか設備の修繕を繰り延べして短期的に費用削減するというのは十分可能なところがございまして、例えば、これまで一送がしてきた保全の水準で貸与価格が決まった上で、新規参入事業者が、国民にとっての安全性、安定供給よりも経済的メリットしか考えずに5年間だけ費用を絞って、そこへ利益を出した上で、しかもその利益が貸与価格に反映されるということで、そのときに撤退するというようなことが起こらないかが懸念されるというふうに考えています。

これに対しては、5年でどれだけ設備のリスクが上がったかというようなことを計って、その分を貸与価格に反映するというようなことが対策としては考えられるのですが、実際に金額換算するということは必ずしも簡単ではないというふうに思いますので、このあたり気をつける必要があるのではないかというふうに考えています。

2 点目としましては設備増強回避のインセンティブについてですが、設備増強回避は配電事業者と一送の双方の協力によって実現するものかと思っておりますので、この 21 ページの一般送配電事業者のレベニューキャップ上の取扱いについては、配電事業者、一般送配電事業者双方にインセンティブが働くような仕組みにしないとなかなかうまく機能しない

かなというふうに考えています。

3点目、最後ですけれども、22 ページにあるデータ提供については、これを使うと仮に小売事業者でも送配電関連のデータが手に入ってしまうというようなことになってしまう可能性もリスクとしてはあるかと思いますので、行為規制との兼ね合いも考慮してこの制度を設計する必要があるというふうに思いました。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。

佐藤事務局長、どうぞ。

○佐藤事務局長 今、先生の御発言、1点目がよく分からなかったのですが、先生がおっしゃっているBの維持費用を少なく見てしまったら、むしろ貸与価格が上がってしまうから、そんなばかなことはなくて、むしろ維持費用がかかりますと、こんなかかってしまうから安く売ってくださいというふうになるので、逆じゃないのですか。

○華表委員 私の伝え方が悪かったかもしれないのですがけれども、参入事業者のほうがかこれまでの費用をベースに貸与を受けられるとしたときに、参入した後にその参入事業者が費用を絞ることによって、まず参入事業者、自分自身が利益を出す。その上で、5年後になったときというのは、参入事業者の費用ベースで次の5年の貸与価格ですとか、譲渡を受けているのであれば、そこでの譲渡価格がまた決まるとしますので、そこで貸与価格が上がるときには参入事業者は撤退してしまうとか、もし譲渡を受けているのであれば、自分が費用を抑えたものをベースに高く売り抜けて、そこで利益を出して、リスクだけを残して去っていつてしまうというようなことがあり得ると思いました。

○佐藤事務局長 だから、むしろクリームスキミングというか、買うときというよりも実際事業を続けているときに、今までの一般送配電事業者と同じように維持運用をきちんとやるかどうか、そこをチェックしろということですよ。

○華表委員 そのとおりですね。そこをチェックするし、そのために貸与価格をどうするかというところも場合によっては、チェックでいけるのであればチェックだけでもいいかもしれないですし、貸与価格のほうで対応しなきゃいけないのであれば、それも検討し得るのかなというふうに思った次第です。

○佐藤事務局長 何か貸与価格は余り関係ないような感じがして、貸与価格のところは期待収入が過去実績と将来見込みのところで大体決まってきて、それで維持費用のところは、今申し上げたように、過去の実績というのを保持してくれと言えは言うほど貸与価格は

低くなってしまうのですが、それは先生がおっしゃったように維持費用はちゃんとやってくれということになるから、変な意味でもクリームスキミングはならなくて、それなりにちゃんと落ち着くんじゃないかというのでこの資料は出したということなのですけれども。

○華表委員　なるほど。維持費用をちゃんとやってくれが完全に機能するならいいのですけれども、どこまでが効率化によって維持費用が下がったのか、どこまでが単なる繰り延べで下がっているのかというのは、確実に見極めることってそれなりに必ずしも簡単ではないのかなというふうに思っています……

○佐藤事務局長　ただ逆に、それは今でもそうですよね。今の一般送配電事業者は、今までちゃんとやってくれたから今後レベニューキャップのところで、配電のところってどこまでちゃんとやるかって統計的手法を使ってやるということなのですけど、私は何となく、これから来る人だけ一般送配電事業者と比べて信用できなくて、徹底的に厳しく見るというのだったら、入ってくる人はなくなっちゃうんじゃないですか。

○華表委員　そこを徹底的に厳しく見るのは水準次第なのですけれども、これは多分自治体とかそういった方、想定している中での一番の上に上がってきているのが自治体とかですので、そうなってくると大分話は違うかもしれないですけれども、これによって経済的メリットだけを考えるような方々が入ってくる可能性というのは、可能性としては否めないということで、そういった注意が必要かなというふうに思っている次第です。

○佐藤事務局長　私は、電気事業法の範囲内で経済的メリットしか考えなくて当たり前だと思います、新規事業者の場合は。

○山内座長　ただ、理論的にはそういうのがあり得ると、そういう御指摘ではないですか。そういうことでよろしいですか。

○華表委員　ありがとうございました。

○山内座長　ありがとうございました。

次、松村委員どうぞ。

○松村委員　松村です。まず、もともとのおうとしていたことでなくて今の点です。今の点は、佐藤事務局長が言ったとおりで、貸与価格あるいは譲渡価格の話ではないと思います。しかし、一方で重要な問題で、この制度に基づいてある種のモラルハザードの可能性があるということの御指摘だと思います。借りたのだけれど、借りたものをちゃんと維持しないで5年後に返してしまうということの心配というのをされたのだと思いますが、まず第1に、華表委員が必ず認識しなければいけないことというのは、同じ問題は当然現行の送配電事

業者でだって起こり得るということだし、もし今までちゃんとやってきたという認識だとすれば、ちょっと驚くべき認識だというふうに思います。コストというのをかけないで、本来今かけるべきコストというのをかけないで繰り延べするということをするとうと今期の利益が増えるというような構造は、今でも起こっているし、これから起こってくる配電以外の送電のところも含めてそういう問題があり得るということは、私たちは認識しなければいけなくて、そのためにいろいろな対策というのを考えているということだと思ひます。

華表委員の御指摘というのは、その問題がひょっとしたらもっと深刻になるかもしれないと。深刻になるかもしれないというのは、5年間で返してしまうというような事業者というのとずっとやるという事業者では、モラルハザードのインセンティブはひょっとしたら強いかもしれないということを御懸念になったのだと思ひます。この点はもっともだと思いますが、もし料金ということに関連するのだとすると、5年間終えて返すということをしたときに、例えば設備が著しく傷んでいたと。著しく傷んでいたというのは、その間のメンテナンスを十分やらなかったということだとすると、そのコストというか修繕に余分にかかるコストというのを今までの配電事業者に請求できるかどうか。家を借りていたということだとすると、家を自分の不注意で著しく壊しちゃったというときに、原状回復というためのコストというのを請求できるかどうかという、そういう点だと思ひます。

この点だとすると、ひょっとすると貸与価格というような制度設計と関連してくるかもしれませんが、華表委員の問題意識に込えるのだとするならば、著しく維持管理というのを怠った結果として設備の価値が著しく下がったというときには求償できるかどうかという、そういう形で整理するほうが合理的だと思います。それ以外のモニタリング、送配電事業者だって手を抜くという可能性はあるので、さまざまな形でモニタリングをするということと同様に、入ってきた人たちに対しても一定程度行うということは必要なことかと思ひました。

次、もともと申おうとしていたことです。スライドの17ページのところです。スライドの17ページのところで原則というのが書かれています。この原則というのは、経済学的に言うところアクセスチャージなどでしばしば出てくるエフィシエントコンポーネントルールという考え方と同じです。エフィシエントコンポーネントルールというのは、一部の経済学者は非常に効率的なものだということで強く支持していて、なぜ効率的なのかというと、クリームスキミングというのを最も効率的に防ぐ方法だということで多くの支持があるということだと思ひます。

一方で、アクセスチャージとして採用されている例というのはほぼほぼなくて、それはどうしてなのかというと、これは既存の設備を持っている人に有利過ぎるかなということで、ほとんど採用されないということになるのだらうと思います。これはクリームスキミングというものの防止を最重点に考えて、その弊害というのを抑えるための制度ということの提案だと思います。

一方で、既存事業者にも有利過ぎるというような面は、もともとの収入のベースとなる価格がかなり厳しく監視されている、規制されているということを思えば、弊害は相対的に小さいということでこれが入れているのだと思うのですが、これはクリームスキミングというのを防ぐということを最重要に考えた発想というのから出てきたルールだということ、私たちはちゃんと認識する必要があるのだらうと思います。

その上で、原則はこうなのだけど、例えば貸与額がマイナスになるようなケースは補正が必要だとかという、そういう変な議論というのがこの後出てこないように、これはそもそも相当にクリームスキミングを防ぐというのを重視した制度だということは、まず認識する必要があると思います。

次に、この2つ、収入と費用の部分で、過去実績でやるか将来の見込みでやるかということの2つの選択肢が示されています。どちらも合理的だと思うのですが、都合よく使い分けられないようにお願いします。収入のほうは一方にとって将来見込みのほうの方が有利で、費用のほうは過去実績のほうの方が有利だというようなときに、都合よく組み合わせるとかというようなことではなく、双方コンシステントに合理的に選ぶということが必要だと思います。その点では、紛争が起こったときに監視等委員会というのがこれも活躍していただければというふうに思いました。

次に、スライド18のところに関してなのですが、ここについても事前に話し合うのが望ましいということを適切に書いていただいていると思います。例えば、収入に関してはレベニューキャップという格好で、もともと貸与あるいは譲渡というのがなかったとしても、収入に応じて規制の価格が変わるという安定装置が入っているということを考えれば、配電事業に参入する事業者もその恩恵というのがあってもしかるべきだと思います。

したがって、ある種の収入の変動のようなものというのに関して最初に取り決めて、収入の変動の一部というのを貸与額というものの変動で相殺するとかというような制度というのは、積極的に望ましいものということで入れられるべきかと思います。この場合には、電化促進のインセンティブという観点もとても重要ですが、実際に収入が大きく変動し得る

というようなこと、その配電事業者の努力と無関係に一般的な電化というのが進まなかったとか予想以上に進んだとかいうようなことも当然あり得るし、もちろん気温だとかの影響というのも当然あり得るということを考慮した上で、一方方向だけでない、増えることも減ることもあるという形の合理的な事前の取決めがされるというのが合理的だと思います。これについても、交渉が不調だというときには、監視等委員会の別の部門というのでいろいろな形で監視というのをしていただければと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

ほかに、御発言御希望いらっしゃいますか。

下村室長、どうぞ。

○下村オブザーバー ありがとうございます。電力産業・市場室の下村でございます。

別の論点で、14 ページの配電事業者の託送料金が適正な水準でないと判断する基準の②のところの括弧の中でありまされども、託送料金について、「個別需要家に説明した上で同意が得られている場合には、②を満たしていると判断する。」とあります。この点について、需要家から見ると、託送料金というよりもむしろ重要なのは、小売料金が一体幾らなのかなのであって、託送を担う配電事業者は需要家との関係で別の契約の接点はありませんので、同意が得られているというときに、需要家がどうやって同意をしたらいいのかわからないうようにも思いますので、ここは少し考える余地があるのかなと思いました。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

私は、事前に同じ発言をしました。

○佐藤事務局長 六本木みたいに法人ばかりとかで、すごくコミュニティーが特定できるようなやつはこっちでもいいというぐらいということなのですかね。全くなくはないかもしれないけど。

○山内座長 小売と需要家の間の関係とかはつきりしておかないと、なかなかこのところは分からないなと思うのですよね。

○佐藤事務局長 そうすると、今、下村室長がおっしゃったように、②って、この基準ってないのと一緒にだとなるということですよ。事実上やりようがないから。それで僕がちょっと思ったのは、六本木みたいに物すごく小さなコミュニティーでやるようなところだったらあるのかなというので思ったということですね。そうじゃないと、本当に①しかないじ

やないかということなので。何かあれば。

○田中NW事業監視課長 同意という形なのか、それとも①の注2のような十分な説明がなされているというような形にするのかという、どういった形にしていくのかというのはいろいろ検討のパターンというのがあるかと思いますので、次回に向けて、どういった形で望ましいのかというところについてはよく検討してまいりたいというふうには考えております。

○山内座長 松村委員、再度御発言を御希望です。どうぞ。

○松村委員 今の点だけです。下村さんの発言の意図というのを伺いしたかったのですが、需要家にとってみると小売料金だけが問題なので、託送料金が上がったって下がったって関係ないじゃないか、したがって、もし同意をとるのだとすると、そこに売る小売事業者だとかの同意が必要なのではないか、そういうようなことなのでしょうか。

私、この提案の意図は、多分ここの託送料金だけが仮に上がったということがあったとして、そうするとそこに小売事業者が売るということになったとすると、仮にコストが上がるということがあったとして、それを転嫁するということをするとうがってしまうということになるわけですね。つまり、託送料金が上がると、その結果としてもし転嫁というのが起こるのだとすれば、価格が上がるというリスクがあるのだけれども、上がるとしても、常識的に考えての託送料金が上がった分だけです。それ以外のメリットというのはほかにあります。潜在的に価格が上がるというリスクはあるのだけれども、こんなメリットがあるので受け入れてもらえますかと、そう聞く。事務局の意図はそういうことだというふうに思っていたのですが、その発想ではまずい、やはり小売事業者にも聞かなきゃいけないということなのか、あるいは値上げというのは一切認めないようにすべきだということなのか、どういう意図の御指摘だったのか教えていただけますか。

○下村オブザーバー ありがとうございます。自分は、先生がおっしゃるようなこと、需要家が正しく理解して、それなら同意しますというふうに需要家が判断できるのかどうかというところを少し心配したという形であります。もしも自分が本当に需要家で、託送事業者の人が突然現れてそれを問われて、可能性としてはそういうことがあります、でも便益はありますのでと言って、それで同意をというふうに求められても、なかなか同意しがたいなというふうに思った、運用上で厳しいのかなというふうに思ったという形であります。

○山内座長 松村委員、よろしいですか。

○松村委員 分かりました。ありがとうございました。

○山内座長　そのほか、これについて。先ほど冒頭に申し上げましたように、今日はいろいろ御意見を伺うという趣旨でございます。特によろしいですか。

またあれば、事務局に直接メール等で御意見いただくということも可能かというふうに思います。ありがとうございました。

さっき華表さんが最初におっしゃったのは、いわゆるフランチャイズ・ビiddingの議論のときは必ずあの議論が出てきて、その後どうするのだということになる、そういう基本的な議論だというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、次の議題に進みたいと思います。次は、「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」ということです。では、御説明のほうよろしくお願いいたします。

○遠藤取引監視課長　事務局、取引監視課の遠藤でございます。資料4に沿って説明させていただきます。

3スライド目を御覧いただければと思います。電気小売経過措置料金の事後評価ということでございますけれども、小売全面自由化後も、低圧需要家向けの小売規制料金につきましては、電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして、経済産業大臣が指定する指定旧供給区域について経過措置料金が存続することとされておりまして、現在、みなし小売電気事業者10社について指定が行われているところでございます。

2つ目のポツでございますけれども、みなし小売電気事業者10社の電気小売経過措置料金については、経済産業大臣が原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっております。本年度も1月20日付で大臣から電気・ガス取引監視等委員会に対して、みなし小売電気事業者10社のうち、原価算定期間中の関西電力及び九州電力を除く8社の電気小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがあったことから、本会合において事後評価を行っていただくものでございます。

次のスライドでございますけれども、事後評価の方法でございますけれども、これは大臣の処分に関する審査基準等で決まっております。大きく分けて2つのステップがございます。まずステップ1が、規制部門の電気事業利益率による基準。規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値が、みなし小売電気事務局10社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認する。ステップ2でございますけれども、規制部門の超過利潤累積額による基準または自由化部門の収支による基準でございます。前回料金改定以降の超過利

潤の累積が一定水準を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認する。このステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、大臣が料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することとなります。

実際の評価でございますけれども、7スライド目を御覧いただければと思います。まず、こちらの表のステップ1でございますけれども、Aでございます。規制部門の電気事業利益率による基準でございます。今回対象8社の3か年度平均というのがこちらに記載されております。10社の10か年平均が1.8%ということになっております。この2つを比較した場合に、10社10か年度平均を上回っているのが東北、東京、中部、中国、沖縄の5社でございます。この5社について、ステップ2で確認していくことになっております。

まずBですけれども、規制部門の超過利潤累積額による基準ということでございます。③の2018年度超過利潤累積額、2019年度の超過利潤額④、この2つを合わせた2019年度末超過利潤累積額⑤、その下の⑥一定水準額を比較することになってございます。例えば東北で見いただきますと、⑤の累積額が－427億円となっております、これと一定水準額342億円を比較して、一定水準を上回っていないということになります。残りの4社につきましても同様に比較しますと、全て一定水準額を上回っていないということになっております。

もう一つの基準の自由化部門の収支による基準でございますけれども、⑦の2018年度、2019年度の自由化部門の収支を記載させていただいております。同じく東北で御覧いただきますと、2018年度が＋366億、2019年度が＋563億ということで、2年連続赤字となっているほかは、残りの4社についても全てノーということになっておりまして、今回対象の8社につきまして、変更認可申請命令の対象となる社はなかったということでございます。

8ページ以降は各社の概況を記載させていただいております。

最後、16スライド目を御覧いただければと思います。総評でございますけれども、今7スライド目で申し上げましたように、審査基準のステップ1では、今回5社が対象になったということでございます。2つ目のボツですけれども、ステップ1に該当した5社については、ステップ2の基準についてはいずれも該当しなかったということでございまして、3.目ですけれども、上記により、原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者8社について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の可否の検討対象となる事業者はいなかったということでございます。

最後、結論でございますけれども、今申し上げたことを踏まえまして、今回事後評価の対

象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかったということが事務局案でございまして、これで御了解いただけましたら、この結果について親委員会に報告して、大臣にその旨回答したいというふうに考えております。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

ということで事後評価、総評は、16 ページにあるように現行の料金に関する値下げ申請の必要があるとは認められなかったということですが、これについて御質問、御意見。御発言の御希望を、またチャット上をお願いいたします。

特にいらっしゃいませんか。いらっしゃらなければ、このまま進めてしまえますが。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、御発言なし、反対意見なしということでございますので、これからちょっと細かい文言の修正があるかもしれませんが、それについては私のほうに御一任いただければと思いますけれども、今の 16 ページの内容を電力・ガス取引等監視委員会に報告するということにさせていただきますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、議題 2 については以上でございます。

議題 3 に進みます。ガス導管事業者の 2019 年度託送収支の事後評価でございます。これについて御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　　NW事業監視課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

資料 5－1 「ガス導管事業者の 2019 年度託送収支の事後評価について」ということでございます。

2 ページを御覧いただきますと、前回会合におきまして、乖離率が－5%を超過した事業者の料金改定届出の内容等について確認すべきとの御指摘をいただいていたところでございます。そのため、今般、料金改定届出を行われました 12 社につきまして確認を行ったものでございます。

3 ページ、こちらにつきましては確認対象事業者の概要ということになってございます。

4 ページ、料金改定届出の妥当性確認における全体像でございます。新料金における需要量と費用の想定が、2017～2019 年度の実績及び 2020 年度実績見込みを踏まえた合理的なものとなっているかを確認いたしました。具体的には以下のとおりということで、1. 新料金

における想定需要が、2017～2019 年度の実績需要や今後の費用見込みを考慮した数字となっているか。また、新料金における想定費用につきましても、同様に実績費用や今後の見込みを考慮した数字になっているかということを確認いたしております。

対応案ということで全体像でございますけれども、上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とはいえない事業者については、2021 年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況の評価し、実績が想定と乖離している場合には、2022 年度の事業開始までに合理的な値下げをすることを要請する。また、乖離率が－5 %を超過した事業者について、次に料金改定を行う際は、届出上限値方式ではなく総括原価方式で行う旨の制度改正が適当であるということでございます。

次の5 ページですけれども、今般既に料金改定届出を行った 12 社の新料金平均単価にしましては以下のとおりということになってございまして、新料金の平均単価が 2017～2019 年度の実績単価に比べ高い事業者が複数確認をされたというところでございます。

具体的にさらに詳しく見ていきますと、今般の料金改定において新料金における想定需要が、2017 年～2019 年度の実績需要や今後の需要見込みを考慮した数字となっているかを確認いたしました。事業者から聴取した情報を基に事務局で分析したところ、8 社においては妥当な想定需要と考えられるが、4 社においては、今後の需要見込みを新料金における想定需要に反映できていない可能性があるため、想定需要の合理性について事業者から聴取をしたものでございます。

7 ページ、8 ページ、具体的に記載をしております。例えば熱海ガスでございますけれども、2017～2019 年度の想定が 9,067 ということで、他方で 2019 年の実績については 9,567、2020 年度の実績は 9,215 でございますが、新料金の想定につきましては 9,067 になってございます。こちらに関して事業者のほうからの聴取をいたしましたところ、2017～2019 年度の想定需要と実績の乖離の要因である新規獲得による需要増加分につきましては、2021 年度以降も継続するものの、2020 年度はコロナの影響もあり減少していると。2021 年度の原価算定期間においては、コロナの影響も踏まえ、2017～2019 年度の想定と同程度となると考えたという説明となっております

中遠ガスにつきましても同様に、2017～2019 年度の想定需要というのは 7,114 なわけですが、2019 年度の実績は 7,651 であり、2020 年度の実績見込みは 7,546 となっている一方で、新料金の想定というのは 7,114 ということで、旧料金の想定と同じになっております。これにつきましても、同様に事業者からの説明を聴取いたしましたところ、大口需要家のほ

うの需要というのが増加をしたものの、足元はコロナ影響による減少傾向で先行きが不透明であるため、過去の想定を据え置いたという説明となっております。

同じく 8 ページの袋井ガス、吉田ガスにおきましても、同様に想定に比べて実績のほうというのは多かったわけですが、新料金のほうの想定については旧料金の想定を据え置いたものとなっております、説明としては、大口需要家の増というのがあったわけですが、先行きはコロナにより不透明な状況のため、過去の想定を据え置いたという説明となっております。このような各社からの説明についてどのように考えるかというところでございます。

9 ページでございます。費用のほうについても確認いたしまして、新料金における想定費用が 2017～2019 年度の実績費用や今後の費用見込みを考慮した数字となっているかを確認いたしております。事業者から聴取した情報を基に事務局で分析をしたところ、9 ページの上の 8 社については妥当な想定費用と考えられるが、下 4 社については、今後の費用見込みを新料金における想定費用に反映できていない可能性があるため、これら 4 社についてはさらに詳細な確認を行っております。

10 ページ、11 ページで確認を行っております。今後の費用見込みを新料金における想定費用に反映できていない可能性がある 4 社については、届出上限値方式を選択いたしまして値下げを行ったということで、同方式を反映した場合、料金値下げ原資が小さい場合には、新料金において引き続き想定費用が適正化されない可能性があるということで、そこで旧料金のずれと値下げ原資というのを比較いたしました。

10 ページの下にございますとおり、東部ガスにつきましては旧料金の想定から実績を引いたずれ、実績費用で下がった実績と費用の減よりも今回の届出の値下げ原資のほうが多いということになっております。問題はないであろうということでございます。

諏訪ガスにつきましては、旧料金のずれということについては 25 万なわけですが、今回の届出の料金値下げ原資については 17 万ということで、10 ページの表になっているのですが、こちらにつきましては、事業者間精算費が旧料金の想定原価には 2017～2019 年度の 36 か月分が織り込まれている一方で、2017 年 4 月以降の制度が改正された話なものですから、実績費用には 2017 年 4 月から織り込まれているということで、1～3 月分が存在せず、実績費用は 33 か月分ということになっております。この 2017 年 1～3 月の事業者間精算額の実績相当額というのが 8 万 2,342 千円ということになっておりますので、この分を考慮するとほぼ一緒の水準になるという説明がございまして、こちらは合理的な説明になって

いるのではないかとと思われるところでございます。

中遠ガスのほうにつきましては、新料金のずれのほうというのは9万5,000 なわけですが、今回届出の値下げ原資というのは9,000にとどまっているということで、こちらのほうについては、2017～2019年度の想定原価というのは2017年限り適用された簡易な方式により算定することとされ、想定原価と実績との比較では簡易な方式を用いた項目において乖離が発生するというので、その主な要因というのは減価償却費の乖離なわけですが、2017～2019年度実績と比較して、2012～2023年度というのは減価償却費の増加が見込まれるという説明をしております。

同じく11ページ、熱海ガスにつきましては、旧料金のずれが21万なのに対して、今回値下げ届出原資というのは2万3,000ということにとどまっているわけですが、事業者から聴取いたしましたところ、労務費、減価償却費、修繕費において2017～2019年度想定費用に比べて21年以降増加するということが見込まれているという説明がなされております。

12ページでございます。前頁までの確認結果及び本日の御議論を踏まえ、今般の料金値下げが妥当とは言いきれない事業者に対しては、以下を要請することとしてはどうかということで、例えば表の丸の事業者ということで、この表の丸の事業者というのは、12ページの左端にあるわけですが、7ページ、8ページにおきまして、新料金における想定需要が旧料金の想定需要と一緒にあった業者ということと、費用面につきましては旧料金における想定需要に比べて今般の届出の料金値下げ原資というのがかなり少なかった2社、中遠ガス、熱海ガスの2社というところが丸の事業者ということでございます。

以下を要請したらどうかということで、2021年度の期中に事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2022年度の事業開始までに合理的な値下げをすることを要請することとしてはどうかということでございます。また、こうした事業者が多数確認されたことを踏まえ、エネルギー間競争が機能しているか等について、今後改めて分析していくこととしてはどうかということでございます。

13ページでございます。各社の原価算定の方式ということで、ガス託送料金の原価算定の方式は、現行制度上、総括原価方式と届出上限方式のいずれかを選択することとされており、その選択した方法に沿って変更後の料金を算定することとされています。

総括原価方式においては、原価を洗い替えるため、新料金の想定費用はより精緻に算定され、かつ透明性が確保されと考えられるところですが、届出上限方式においては、料金

値下げ原資が小さい場合には、新料金において想定費用が適正化されない可能性があるということで、今般の値下げ届出において、届出上限値方式を選択した事業者が多く見られたということでございます。

14 ページでございます。前述のとおり、今般の値下げ届出においては、届出上限値方式を選択した事業者が多く見られたが、そのうち丸社において、丸社というのは先ほどの 12 ページのところでございますが、今般の料金値下げが妥当とは言い切れないと判断をされた。届出上限値方式の制度趣旨につきましては、値下げ前の託送料金原価の適正性が十分に確認されている状況であれば、総括原価方式に比べ簡易である同方式を通じ、値下げの機動性向上が図られることにある。

しかしながら、本会合で事後評価を行ってきたとおり、新制度に基づく各社の託送料金の原価については、一部の事業者で大きなずれが確認されており、本来制度が前提としていた状況に必ずしも当てはまらないケースがあり得る。こうしたことから、新料金に基づく託送料金の認可を受けた事業者で、乖離率が 5 % を超過し、料金値下げ届出を行おうとする場合、届出上限値方式により料金を算定することは適切でないと考えられるということで、以上を踏まえまして、こうした事業者が次に料金値下げ届出を行おうとする場合、選択制ではなく総括原価方式で行われなければならない旨の制度的措置を速やかに講ずるべきではないかというところでございます。

15 ページ以下につきましては参考資料となっております。

続きまして、資料 5 - 2 のほうを御覧いただけますでしょうか。こちらのほうは、ガス導管事業者の 2019 年度託送収支の事後評価とりまとめということになっております。こちらのほうは、前回の料金制度専門会合と今回の料金制度専門会合のときの御議論を踏まえて、このような形でとりまとめということにしてはどうかということでございまして、背景に関しては、こちらにございましており料金制度専門会合におきまして、法令に基づく事後評価を実施するとともに、追加的な分析・評価を行ったという背景について記載をしております。

2. に関しましては、前回の料金制度専門会合、11 月に御審議いただいたとおりの内容となっております。23 行目以下の各社というのは、変更命令発動の基準というのを超過していたわけですが、こちらの 34 行目以下にあるような形で対応するのが適当であるというところでおまとめいただいたところでございます。この 46 行目の注のところにありますように、南遠州パイプラインのところにつきましては、一般ガス導管事業者と異なり、

託送収支計算書に工事負担金収入を耐用年数で分割して整理する制度的措置がないといったことが理由となっていたものですから、この制度的措置を速やかに講じることが適当であるという旨の建議を、57 行目にございますとおり、12 月 7 日に電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣へ建議をしているところでございます。

続きまして、3 ページ目の 3. 変更命令の発動基準に該当した事業者の追加分析、こちらが本日の御議論いただく資料の内容ということでございます。内容につきましては、先ほど御説明したパワーポイントの資料の内容のとおりでございますけれども、72 行目において、2017～2019 年度の乖離率が 5 %を超過した事業者の値下げ内容の確認ということで、79 行目以下は需要量のほうの確認ということで、先ほどのパワーポイントの 7 ページ、8 ページ目の内容などを主に記載をしております。90 行目で、今回の〇〇ガスについては、～～な理由から新料金の想定需要が妥当とは言い切れないと判断したということで、90 行目につきましては、今回の御審議の内容を踏まえて追記予定ということとしております。

93 行目以下につきましては、こちらのほうは費用でございまして、記載内容自体は今回の資料の内容というのを記載しているわけですが、同じように 119 行目であったり 123 行目につきましては、〇〇ガスについては～～な理由から妥当とは言い切れないと判断ということについては、本日の御審議の内容を反映して追記をしたいということで考えているところでございます。

127 行目につきましては、今回の料金値下げ届出の確認結果を踏まえた対応ということで、こちら内容自体は先ほどパワーポイントの資料で御説明したとおりということでございますが、(2)の 129 行目のところにありますとおり、こういった〇〇事業者につきましては、2021 年度期中に、事業者自ら需要量や費用の状況进行评估し、想定と実績が乖離する場合には、2022 年度の事業開始までに合理的な値下げをすることを要請することにしてはどうかという内容を①で記載をしております。同じく②では、次の料金値下げ届出を行おうとする際は、選択制ではなくて総括原価方式で行わなきゃならない旨の制度的措置を講じることというのを記載しているということになっています。こちらのほうに関しましてはとりまとめ案ということになってございます。

私からの資料の説明に関しましては以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○山内座長 どうもありがとうございました。

ガス導管事業者の託送収支ですね、事後評価ということですけど、お聞き及びのように幾

つかの事業者について問題点が指摘され、それに対して、値下げをしたとは言えない事業者への対応と制度的措置を講じる、こういう内容の御説明だったかと思います。これについて皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員 圓尾です。ありがとうございます。前回も御指摘させていただきましたけれども、この乖離の原因を分析し御確認いただいて、ありがとうございました。結論としては、資料5-1の14ページにある対応でいいと思います。このまま進めていただければと思います。

値下げ届出制は、それを導入した制度の趣旨があり、何をやってもいいわけではないことを、こういう形でしっかり示すことは非常に重要なだと思っています。例えば需要想定を見ても、事業者の説明にあるようにプラスマイナスいろいろな要因はあると思いますが、有効数字4桁、5桁で全く数年前と同じというのは余りにも不自然、普通に素人が見れば、何も考えずに前と同じ数字を使ったのだと思ってしまいます。こういった形で、値下げの数値の裏の根拠をしっかり確認していることを示すのは非常に大事だと思います。

したがって、繰り返しですけど、14ページにある対応をとっていただければと思っております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

次は松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。それでは、発言します。まず、今回の対応は、制度の範囲内でできることをきちんとやっていただいたと思います。事務局の対応案というのは支持します。

その上で、今回出てきた資料5-1というのは、少なくとも私にとってはとても衝撃的な資料だったわけですが、まずスライド7を御覧ください。あるいはスライド8でも同じことが出ているのですが、中遠ガス、袋井ガスや吉田ガス、それぞれ「少なくとも2017～2019年度想定需要を下回ることはないと考え、過去の想定を据え置いた。」とシラッと書いてあるわけですね。何を考えているのかというか、びっくりするような資料なのですが、一般論として規制料金あるいは公共料金というのを考えるときに、固定費の一部というのが従量料金で回収されているというようなものに関しては、需要の想定を過少に見積もれば価格を引き上げることができるということなので、そういう料金を設定するときに一番警戒しなければいけないものというのは、需要想定を過少に見積もるということなわけですね。

普通に完全に競争している部門だけを持っている事業者として、需要が物すごく小さいという最悪の事態というのでもちゃんと事業が継続できるということをきちんと考えるということは、経営戦略としてはとても重要なことです。したがって、想定需要を下回ることがないというような、そういう下限の需要というのを考えながらそれに備えるということはとても重要なことですが、それをベースに規制料金を決めるというのは、本来絶対許されないことなわけですね。

合理的に需要を予想して、それは当たることも外れることもあるのだろうけれど、上ぶれすることも下ぶれすることもあるのだろうけれど、合理的にこれぐらいの需要というのを見積もって本来は料金を決めなければいけないというのに、合理的な範囲の下限というのを持ってきて、これで妥当だと思いますって、どういうこと。公共料金だとか規制料金だとかというようなもの、強い監視を受ける料金というようなもののつくり方として根本的に間違っているのではないか。こんなことを平気で回答してくるということは、託送料金に限らず、ひょっとして今までの小売料金の決め方もまともにされていなかったのではないかというような心配までさせるほど、これはひどい回答だというふうに思います。もうほとんど、普通に考えればあり得ないということだと思います。こんな回答を3社もしてきたということを私たちは非常に強く受け止めなければいけないということで、今までの小売料金だって、本当に合理的だったのかどうかということを強く疑わせるようなびっくりするようなものということで、恐らくガス業界全体の信頼性というのにも悪影響を与えるようなコメントなのではないかということを危惧しています。

その上で、2020年の見込みというのが2019年の実績に比べて大きく下がった、コロナの影響というのがあると。今後の3年間というのも一定程度コロナの影響というのが考えられるので、2019年の実績をそのまま持ってくるということをする则需要が過大になりますというのはあり得ると思うのですけれども、2020年の実績だってコロナの影響というのかなり反映しているはずで、コロナの影響というのをそのまま3年間続くという想定ですら、中位の推計としては過少ではないかということが疑われる中で、それを下回ったような需要で出してくるなんて、ほぼほぼあり得ないのではないかということを思いました。

こんなことがもしまかり通るとすれば、それは制度の大きな欠陥ということも言えるので、これはこの制度自体を大きく変えなければいけないのではないかと懸念させるほどひどい状況だと思います。これに対しては、事務局が適切に書いているとおり、きちんとした対応というのは当然されるべきだというふうに思います。

次に、スライド 11 のところ。コストが増加するということが書いてある。従業員 53 人のところで役員 5 人というのも、これが妥当なのかどうかというのは私の立場から言うのはとても難しいのだけれども、この業界ってそういうところなのだとということがまずあるのと、それよりももっと重要なのは、ここで書かれているようなこと、例えば経営体制強化をしなければいけない。それはそうなのですけど、増えた役員って託送のプロというのを増員しているのでしょうか。託送コストの織り込みというので適切なのでしょうか。あるいは事業が多様化している、複雑化している。それはそうなのですけど、業務が複雑化し多様化するというのは、それは託送部門のことなののでしょうか。託送部門の業務が多様化し複雑化した結果として従業員を増やさなきゃいけないのでしょうかというようなことというのは、素直にこれだけではよく分からない。

ひょっとして、かなりどんぶり勘定になっているのではないか。制度から許されることをしているので、それに対して文句を言うというのは変なことのような気がするのですけれども、ほかの分野というのが複雑になっていて、ほかの分野もある意味で兼ねるようなことでコストが増えて、その一定割合というのが規制分野に入ってくるというようなことだともしすると、制度設計自体が相当どんぶりになっていて、本来託送のコスト増とかって関連ないところでもコストが増加して、それで増えた利益というものの帳尻を合わせるなんて、そんなテクニックが可能になっているのかということを心配させるような記述になっています。

つまり制度設計というのに関して、本当にこれでいいのかということを心配させるようなものになっています。本当にこんな説明というのが説得力あるのかどうかということは、各事業者はよくよく考えていただいて、適切な託送料金というのがそもそも届出の段階で設定されるように、よく考えていただきたい。もう一回繰り返しますが、今回のこの資料というのは、ガス業界に対する不信というのを高めかねないようなものだったということはぜひ認識していただきたい。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

松村委員、とりまとめの内容についてはこの方向でよろしいということでもよろしいですか。

○松村委員 その点、一番最初に言ったつもりでした。とりまとめはこれで結構です。

○山内座長 ありがとうございました。

そのほか、御意見ありますか。

今、チャットのほうでは川合委員から、内容について異論はないという、特に御発言はないということですので、ほかによろしいですか。ありがとうございました。

今、まさに大変重要な御意見をいただいたところでありますけれども、確認したとおり、とりまとめ案に大きな異論ということではなかったと、皆さんの御意見がそうだったと思います。

したがって、本とりまとめ案につきましては、少し内容について先ほどと同様に、追記するとかあるいは修正するとかということはあるかもしれませんが、基本的には、内容はこの方向で行かせていただくと。修正については、大変恐縮でございますが、私のほうに御一任いただきたいというふうに思います。その上で、電力・ガス取引等監視委員会へ報告するというようにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、今日最後の議題、4番目「次世代スマートメーターの仕様の検討状況について」でございます。これは資源エネルギー庁から次世代スマートメーター制度検討会で議論されている概要について報告をお願いするということでございますが、それに先立ちまして、まずは事務局より「レベニューキャップ制度における次世代スマートメーター投資費用の位置づけ」、これについての御説明を行っていただいて、それからエネ庁からということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 NW事業監視課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

こちら、タイトルですけれども、「レベニューキャップ制度における次世代スマートメーター投資費用の位置づけ」というタイトルになってございます。

2ページ目でございます。レベニューキャップ制度における目標項目といたしまして、国の審議会における議論を踏まえ、次世代スマートメーターを導入する計画を策定し、それを達成することを設定する予定となっております。

具体的には3ページのところ、料金制度専門会合の御審議いただいた内容におきまして、このような形で国の審議会における議論を踏まえ、次世代スマートメーターを導入する計画を策定し、それを達成することということを目指してはどうか、ということで御議論いただいていたところでございます。

したがいまして、2 ページ目に戻っていただきまして、この下にございますとおり、国による検討（次世代スマートメーター検討会）、これから御説明いただきますけれども、その検討内容というのを反映いたしまして、国のほうでそういった指針において目標を定めるわけですが、その指針のほうに反映をする。その上で、一定期間にその指針を達成すべき目標を明確にした事業計画の策定というのを一送のほうで行いまして、その事業計画の実施に必要な見積もりというのを一送のほうで行うということで、この投資費用というのを収入上限のほうに算入することになるということでございます。

それがこの2 ページ目の2 番目の黒ボツにございますとおり、それを踏まえ、次世代スマートメーター制度検討会で議論された標準的な仕様を備えた次世代スマートメーターについては、その投資費用を収入上限に算入することとなるということでございます。

2 ページ目の3 ボツにございますとおり、ただしコスト効率化の観点から、事業者間比較等によって算出された効率的な投資費用のみが収入上限に算入されるよう、今後詳細な制度設計を検討していくということで、こちらにつきましては、4 ページのところでございますように、収入上限の算定の全体像ということで、見積費用の査定というところをまさに料金制度専門会合及び料金ワーキングのほうでただいま議論をしているということとなっております。

以上、こちらの資料に関する事務局からの説明でございます。

○下村オブザーバー では、続けて資源エネルギー庁電力・産業市場室の下村でございます。現在の次世代スマートメーターの検討状況について御報告をさせていただきます。

資料6－2を御覧いただければと思います。スライド3は、先ほど田中課長からあったとおりでございます。

スライド4でございます。現行スマートメーターは、75%程度の導入率でございます。現在のスマートメーターは、いわゆるAルートといたしまして30分値を30分ごとに60分以内に小売事業者さん等に情報提供がなされると、こういうスペックでございます。スマートメーターの検定期間は10年となっておりますので、2024年度から新しいメーターへの交換が始まると。このタイミングで、現在、次世代スマートメーターの検討を行っているところでございます。

検討体制は、こちらの5 ページのとおりでございます。

スマートメーターでございますけれども、需要家向けにあつては低圧、高圧、特高向け、それから発電向けにもメーターがあるということでございますが、現在は低圧スマートメ

ーターに焦点を当てて検討を進めてございます。先ほど 75%の導入率ということを申し上げましたけれども、検定期間 10 年であるということに鑑みまして、メーターの設置の施工力であったり製造能力、あるいは検定・検査の能力といったものを勘案しまして、10 年間でならして導入をしてきているというところでございます、今後新しいメーターのスペックが決まったときにも、10 年間をかけて導入をしていくというスケジュール感になってまいります。

現在の検討状況でございますけれども、こうしたものを推進する意義といたしまして、左側でございますがレジリエンスの強化、再エネの大量導入、さらにはシステム全体の効率化、こうしたことを目指していきたいと。こうした中で、真ん中の青色でございますけれども、一般送配電事業者等はどういう行動が求められるか。その際に、スマートメーターはどういう期待がなされるか。それから、balancingグループ側はどういった行動が期待されるのか。また、そのときにスマートメーターはどういう期待がなされるか。さらには、電気以外のガス・水道といったところの連携はどうあるべきか。こういう形での論点の整理をしてございまして、それぞれの推進の意義に照らしてどのような便益が見込まれ、さらにどういう機能を搭載することでどのような費用が発生するのかといった分析を現在行っているところと、こういう検討状況になります。

現在の検討状況を御覧いただきますと 11 ページでございます、例えばレジリエンスの強化という観点からは Last Gasp というふうでございます。これは通信が途絶えた際に、最後、私は命が尽きますという形で信号を発信するという機能を搭載する。そうすると、停電の状況などをいち早く一般送配電事業者が把握できるようになるのではないかとといったこと。それから需要家のライフラインの強化という観点から、遠隔アンペア制御機能を搭載するかどうか。現在はスイッチのオン・オフという機能があるわけでございますけれども、電流値上限を変更するといった形で、こういう緊急時の選択肢を増やすといった可能性があるというふうに考えてございます。

②の再エネ大量導入といった観点からは、今、有効電力量のみを計測しているわけでございますけれども、再エネが入ってくると電圧の制御などもより細かなデータが必要になってくるということで、電圧あるいは無効電力値などの高粒度のデータの取得といったことが議論をされてございます。

それから、現在 30 分値を 30 分以内、60 分ごとにデータを送るという形でございますけれども、例えば諸外国などを見ますと、15 分値といった議論などもございます。こうしたも

のの便益というのでも現在評価をしているところでございます。

それから、その下段、Bルートでございます。Aルートが主要な情報チャンネルになるわけでございますけれども、Bルートというのは、スマートメーターから半径10メートルくらいのホームエネルギーマネジメントシステム、HEMSと言ったりしますけれども、そうしたところでデータを利用するといった機能でございまして、現行はWi-SUNという規格で、家の中で電力量をリアルタイムに表示をするなどといったサービスを提供してございます。こうしたものの品質の向上策といたしまして、例えばWi-SUNという規格のみならず、Wi-Fiのように現行かなりデファクトになっているようなものを載せるかどうかといったことの議論を進めてございます。その他、電力データの活用ということで広く活用する方法、ガスや水道メーターとの連携といった議論を行っているということでございます。

11 ページ目以降は詳細がしばらく続きますので割愛をさせていただきまして、16 ページを御覧いただければと思います。現在、例えば先ほど御紹介した Last Gasp 機能ということで、どういう B/C、費用便益があるかということを精査しておるところでございまして、例えばこの機能であれば、便益として 660～1,100 億といった便益が期待できるのではないかと。他方で、費用として 300～600 億要するのではないかと。この 300～600 億というのもどういう費用水準かといいますと、その右側を御覧いただきますと、1 台当たりというところの費用で見えますと月額 3～6 円と、こういった費用の水準感。低圧需要家だけで 8,000 万台ありまして、10 年間使うということで月額に直すとこういう水準感の金額になるということでございます。このような形で、それぞれの機能ごとにどういう費用、どういう便益が発生をするのかといった分析を現在進めているところでございます。

なお、17 ページを御覧いただきますと、諸外国のメーターのスペックといったものを入れてございます。諸外国、15 分ごとの計測粒度で計測するといったところ。これは EU 指令で決まっているところもございまして、こうしたメーターが多いと。他方で通知時間といったところを御覧いただきますと、例えばイタリア、オランダでは 1 日 1 回のデータの送信であったり、ドイツもそうですね、フランスは 1 日 2 回といった形で、データの通知をするという頻度については各国さまざまといった状況でございます。

18 ページでございますけれども、現在の検討状況、最近の状況といたしまして、便益が費用を上回った各種機能については、搭載する方向で議論を進めてはどうかという議論をしてございます。他方で、例えば 15 分値を 15 分ごとにデータを通知するというと、実はかなり費用が大きくなる。これは通信の頻度を高くすると通信のキャパシティーが大きくな

るということで、発生する費用が大きくなるということでございます。こうしたことについては、さらなる検討課題としてございます。

また、Bルートの利便性向上のための Wi-Fi 機能の搭載等についても、これは電波の強度、壁を通過する透過性などがどうかといった議論もありますので、こうしたところも含めた精査ということが引き続きの検討課題になっているという状況でございます。

現在議論されているスペックの概要がこちらでございまして、メーターの仕様といたしまして、現行の仕様が 30 分値の有効電力量を 45 日間保存している。それから有効電力量と電圧の瞬時値を測定していると。なお、現行では、計量部と通信部が一体型になっている東電方式と、それぞれ分かれているユニット型・関電方式といった 2 種類があるという状況でございます。

これについて、下に行っていただきますと、30 分値、これを 15 分値にするかどうかはなお検討中という状況でございまして、有効電力量等について、5 分値を 7 日間保存などの機能追加ということを現在検討してございます。

右側に行きますと、今度、上流側の通信システムでございすけれども、30 分値 30 分ごとに 60 分以内に送付というスペックについて、15 分値の有効電力量を 15 分ごとに送付をするなどといった場合には、メーター側の追加コストは限定的となりますけれども、通信側システム側の追加コストの影響が大きいということでございまして、ここは一つ論点となっているという状況でございます。

以上が現在の検討状況でございまして、最後に調達の方法等についてでございます。次世代スマートメーターにつきましては、この検討会で基本的な骨格をまとめまして、今後、各事業者が R F I、R F P などを行って調達を行っていくと、その詳細仕様を決めていくというプロセスを踏んでいくことを見込んでございます。通信につきましては、地域特性なども考慮する必要がありますけれども、できる限り仕様の統一化を進めていくこと、これが調達コストの低減、あるいはサプライチェーンの相互の互換性といったものを高めていく観点からも望ましいと考えられるのではないかと考えております。また、これは共同調達をできる限り推進していくといったことにも資するのではないかとということでございます。

最後、24 ページでございすけれども、スマートメーター検討会ではスペックの議論をしているわけでありすけれども、例えばロスの低減とかレジリエンスの向上などといった便益を期待しているわけでありすけれども、高い機能のメーターを導入しても、それを使ってもらえないと意味がないということでありまして、導入後の運用によって、いかに系

統の安定性あるいは効率性を高めていくかといった運用面のフォローアップというのも非常に重要ではないかということで、最後スライドを付させていただいてございます。

私からの報告は以上でございます。

○山内座長 どうぞ、佐藤事務局長。

○佐藤事務局長 田中課長と下村室長から御説明ありましたが、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

最終ページのところで下村室長がおっしゃった、仕様統一化は非常に重要だというのはまさにおっしゃるとおりで、仕様統一化を進めることは、まさにおっしゃったように調達コスト低減とかサプライチェーンの相互互換性ということで非常に重要だと思うのですが、場合によっては、仕様統一化で一時的に調達コストが上がることもあると思います。合わせなきゃいけないということで。その場合は、冒頭で田中課長から説明があったレベニューキャップのところで、5年間でどう見るかというところは、これはかなり柔軟に考える必要があると思っていますので、事業者の方というのは仕様統一化に関して、ここのところは、レベニューキャップに関しても我々と相当議論をさせていただいて柔軟に対処したいと思っていますので、ぜひとも仕様統一化に関しては今後とも積極的な検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、御議論ですけど、基本的にこの委員会でやるのは、費用対効果の観点からこの仕様でよいかどうかを見ると、こういう必要があるので、これから皆さんの御意見を伺うということになります。今のような視点だということを確認しておきます。

それでは、例によって Skype チャットで、御発言御希望の方はお知らせをいただければと思います。いかがでしょうか。いらっしゃいませんか。

松村委員は、この次世代メーターの委員会にも御出席ですけど、何か追加的な御説明等ございますか。

○松村委員 いえ、ありません。十分既にさせていただきました。

○山内座長 そうですか、ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょう。岩船委員、どうぞ御発言ください。

○岩船委員 ありがとうございます。意見というよりも質問なのですが、今回の議論では間隔ですよね、それもデータ取得粒度ですね。計測の粒度ではなくてデータ取得粒度

というのが、一つコストが大幅に変わるポイントになっているかと思うのですけれども、最終的にこのあたり、後半御説明いただいた資料の16ページでは、今バツとか三角になっているところというのは、そこも含めていつぐらいに仕様が確定するような予定なのでしょう。それをお伺いしたかったです。お願いします。

○下村オブザーバー 基本的な骨格は今年度にとりまとめを行う予定となっております。

○岩船委員 その前には、まだ三角とかのところは詰められた上で仕様がフィックスする。今年度ということは……

○下村オブザーバー あと1か月でございます。

○岩船委員 あと1か月ということなのですか。

○下村オブザーバー はい。

○岩船委員 それはかなり大変ですね。分かりました。ありがとうございます。

○山内座長 それでは、北本委員、御発言ください。

○北本委員 北本です。よろしくお願いします。

今回の件ですけれども、費用対効果の観点から今回10年の設置を検討されている点についてです。次世代のスマメの設置を前回と同様に10年でやるのが妥当なのかどうか。この新技術の導入目的を達成する上で、その10年という期間の達成で問題ないか、確認されていると思うのですが、そこら辺は気になりました。

設置期間によってかかる費用が変わってきます。10年である程度目的を達成できるのであれば問題ないし、もし10年では問題があるシナリオをお持ちでありその費用対効果を幾つか考えていられれば、それも確認したいと思いました。

また先ほど話が出ましたが、仕様の統一化というのは非常に私も大事だと思います、長い目で見て。仕様統一化をいつ実施するかによっても、この10年という取組で問題ないかどうか。そこが費用のところに関係してきますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。御意見でよろしいですね。

○北本委員 意見です。お願いします。

○山内座長 川合委員、どうぞ御発言ください。

○川合委員 チャットに書き込んだのですけれども、スマートメーターの仕様統一化それ自体は結構なことだと思っています。コスト低減にもつながる、共同調達等で下げられ

ば、それはいいと思うのですが、私の理解では、メーター等の取付けというのは恐らく限られた業者、あるいはその業者が加入している電気保安協会とか、そういうところの人たちでかなり占められていて、新規参入とかが必ずしも多くないと思っています。メーターの仕様を統一化してハード面での調達コストを下げ、利用によるベネフィットを高めるのは良いと思いますが、メーターの据え付け、メンテ、取り換えに要するコストまで含めたトータルコスト、その人工とかそこに係る設置費用、そういうものまで合わせたトータルコストでスマートメーター導入の評価というのはしていただいたほうがいいと思っています。スマートメーターだけのコストではなくて、そこに関わる人間というのは必ず作業が発生しますので、それを入れた形での評価というのができればありがたいと思っています。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

村上委員、どうぞ御発言ください。

○村上委員 どうもありがとうございます。スマートメーターを次世代化することで、レジリエンスやデマンドレスポンスなどの高度化にどのようにつながるのかのイメージを今回の御説明で持つことができました。ありがとうございます。それに沿って2点、気になることを申し上げます。

1点目は、Wi-Fi 接続等を可能にすることなどによってセキュリティーリスクというのが高まらないのかということが気になりました。

2点目は、Bルートなど新たな需要家サービスの創出に向けたデータ活用のためのみに必要な機能強化があるとすれば、そのコストが全ての消費者が支払う料金に乗ってくるとするのは不公平感を生まないのかなというのが気になりました。電力データを活用した高度なサービスを利用する家庭というのが全てではない、一部であるということを踏まえると、どこまでのスペックを託送料金のベースに反映させるのかというのはぜひ検討していただきたいなと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

続いて、関西電力送配電の白銀オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○白銀オブザーバー ありがとうございます。関西電力送配電・白銀でございます。

一般送配電事業者としましても、政策目標を踏まえてしっかりと事業計画に反映したいと思っております。そのためにも、今回提示いただいた各仕様に関する費用につきまして、

託送業務に関わる便益と負担の観点から、先ほど御意見も出ておりましたように、そういったものを事業計画、ひいて託送原価にどのように反映することが適切か、また標準的な仕様の範囲などに関しましても、引き続きエネ庁様及び監視等委員会様が密に連携して整理いただきますようお願いいたします。一般送配電事業者としましても仕様の統一化とコスト効率化、2つを念頭にしっかり取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山内座長　ほかにいらっしゃいますか、御発言御希望。

○佐藤事務局長　今、白銀オブザーバーのお話でちょっと、標準的仕様が何かというのは、それを3月末までに決めて、その標準的仕様のところというのは、基本的にはレピュテーションインセンティブを十分やって、それが十分説明つくやつのみが標準的仕様になるというイメージでよろしいのですか。

○下村オブザーバー　そのとおりで考えています。

○佐藤事務局長　それに関して、白銀さんが何か懸念事項があるなら、おっしゃっていただければと思いますけど。

○山内座長　白銀オブザーバー、何か御発言ございますか。

○白銀オブザーバー　ありがとうございます。白銀でございます。

今回御説明いただいた各仕様の中にも、いわゆる送配電の託送業務として、当然提供すべきような内容もあれば、少し社会便益全般の達成、実現のために織り込むべき仕様というのもあるかと思っております。それも含めまして政策的にそれを実現するのだと、政策目標として明示した上で、各委員の皆様にも認識を共有して判断いただくということが大切なと思っております。仕様を明確化するというよりは、このような標準的な仕様にこのような機能も織り込まれるけれども、それが直接的には託送業務のためのものでないにしても、社会便益実現のための政策観点からこれが適切な標準仕様なのだという、その共有を図るということが大切なと思っております。

以上です。

○佐藤事務局長　分かりました。こういうことですか。想定費用は別に社会的便益とか関係なくて、今の白銀オブザーバーのお話だと、想定便益が託送だけ見ると、とても——例えば停電の早期改修みたいなやつは、ほとんどのやつというのが送電分野に関連した想定便益なのでしょうけど、ほかのところとか見ると、必ずしも送電事業に限った想定便益ではなくて、大きく出過ぎているので、そこを監視等委員会が見て、送電便益が出ていないから、

そこに関してはレベニューキャップに入れないという査定をするのではないかという心配をされていた、そういうことですか。

○白銀オブザーバー 有り体に言えばそういうことです。各委員様が認識を共有されて、これで評価を進めようということが大切かなと思って発言させていただきました。

以上です。

○佐藤事務局長 了解です。では、よく議論させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。

基本的に費用対効果って費用対便益なので、社会的な視点というのも当然入ってくると思います。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 若干「仕様」という言葉に混乱があるのではないかということのをちょっとだけ心配しているので、念のために発言させていただきます。私、スマメ研で基本的に議論されているのは、例えば粒度をどうするのか、通信頻度をどうするのかというような類いのことが議論されていて、そのレベルで、こういう機能というのを満たすようなメーターというのを次世代のメーターとして普及させるということを決めるということだと思います。そういう意味で年度内にということが出てきた。

でも、基本的な性能というのは満たしているけれども、それぞれの会社がそれぞれ微妙に違うものを造るのがいいのか、あるいは前者より統一したほうがいいのかという、そういうレベルの話は別の次元の話なのではないか。仕様統一とかということは、全体として利益が出てくる限り積極的に進めるし、その障害にならないように託送料金の設計あるいは査定とかというところでも考えるということは当然のことだと思いますが、そのレベルの調達の費用、基本的な性能のほかのところでは仕様の統一化だとかいうのは、もう少し長く時間がかかるのではないかと考えていますし、その点については、効率性を改善するという観点で積極的に進めてほしいということをごちからは言うだけだということだと思います。

その上で、一般論としていろいろなところの役割分担というのがあるのだと思うのですが、けれども、例えば送電の投資量のようなものに関しては、マスタープランで決まったことに従って、その計画に従って投資をしたというのに対して、それに対して後から査定で、それはそんなたくさん必要なかったじゃないかと文句を言われたら、送配電事業者だってかなわないと思いますから、当然そういうことは言わないのだろうというふうに思います。

このスマメ研の議論も私同じだと思っていて、メーター等に関してプロが集まってきちんと議論する。こういう性能ということを要求するということを言って、それで決めたことに対して、それは過剰性能だったじゃないかというのでコストの算入を認めないだとかということをされたら、送配電部門としてはかなわないので、スマメ研で決まったというのに従ってやっているということに関して文句をつけるなどというのは、原則としてないのだと思います。そのためにも、途中経過という格好で報告していただいたのは、無茶なことはされていませんよねということを一応念のために確認したということなのだろうと思うのですが、御心配になっているような、スマメ研でこうすべしと決まったことというのに従ってやったというのに対して、後から過剰スペックだとかというようなことを言うことはないということとは当然のことだと思います。

しかし、調達のためのやり方というのが非常に非合理的なことをやったとして、コストがすごくかさじったとかというのに関しては、もっと合理的な調達の仕方はなかったのかというようなことは当然あり得るということだと思いますので、その点についても全部丸投げしたものではないということは一応確認させてください。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに、御発言御希望いらっしゃいますか。ほかに御質問、御意見ありませんか。大体時間もあれなのですけれども。

もしないようでしたら、今お話を伺っていて、今日スマメの仕様等について大きな反対はなかったというふうに考えております。先ほどから御議論ありましたように、費用便益をちゃんとしてくれという話とか、あるいは調達の今の話とか、そういったことでしたので、次期のスマートメーターについては、託送料金審査のほうからも非常に重要ということになりますので、先ほども御議論ありました費用対便益分析の検討を進めていただくということにして、次回以降の本会合で改めて資源エネルギー庁より御報告をいただければというふうに思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、次回の準備、またよろしく願いいたします。

それでは、これで議事は終了ということになりますけれども、事務局から御連絡が何かあればお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 それでは、本日の議事録につきましては、後ほど事務局より連絡をさせていただきますので、御確認をお願いいたします。

次回会合については、3月8日月曜日 13 時から開催することを予定しておりますので、
よろしくお願いをいたします。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了ということでございます。本当に丁寧
かつ熱心な御議論をいただきました。誠にありがとうございました。

——了——